

答申

令和6年6月25日

佐世保市学校教育審議会

目 次

はじめに	3
1 審議の経緯、概要	3
2 社会の現状	4
3 校則とは	4
4 校則の必要性	5
5 校則をめぐる諸課題	6
6 提言	
(1) 提言1	7
(2) 提言2	7
【資料】	
資料1 佐世保市学校教育審議会条例	9
資料2 委員名簿	11
資料3 諮問	12

はじめに

校則の問題は、1970年代以降、教育現場で発生する諸問題と関連して議論されてきた。2010年代以降は、児童生徒の人権侵害に当たるような校則や合理性のない校則が報道等で取り上げられ、新たな課題として注目されてきた。2019年には校則の見直しを求める6万人を超える署名が文部科学省に提出され、国会でも、不適切な校則を放置する教育環境では文部科学省が示す“これからの時代に求められる資質・能力”を育むことが難しいのではないかとの声もあがった。

一方で校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもので、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられてきたものである。生徒指導提要においては、学校教育で社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するとされている。

子どもたちに必要な資質・能力を育成していくため、これからの学校教育にはどのようなことが求められるのか。それを考えるためには、社会的変化を視野に入れつつ、教育の姿を総体的に描きながら、「学校」の意義についても不断にとらえ直していく必要がある。

本審議会は、このような状況を踏まえ、今回は特に「校則等」を入口として、新しい時代に求められる学校教育の在り方について審議を行った。

1 審議の経緯、概要

回	開催日	内容
第1回	令和6年3月21日(木)	(1) 委嘱状・人事発令通知交付 (2) 会長及び副会長選出 (3) 諮問 「校則等」から考える新しい時代に求められる学校教育の在り方 (4) 審議 校則及び校則にかかる諸問題について
第2回	令和6年3月28日(木)	(1) 委嘱状交付 (2) 審議 校則の必要性について これからの学校教育の在り方について
第3回	令和6年4月18日(木)	(1) 審議 新しい時代に求められる学校教育の在り方について
第4回	令和6年5月14日(火)	(1) 答申内容の検討 (2) 答申鑑文書の検討

2 社会の現状

社会のグローバル化や多様性が進展する中で、日本では超高齢社会と人口減少などの社会構造の変化が進んでいる。また、地球温暖化による気候変動や異常気象、台風や地震といった災害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的流行）など予測困難な事象が起こっており、AIなどの新しい技術の急速な発達による生活の変化も著しい。

これまでに経験したことがない想定外の変化が起こる VUCA（Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性））の時代に、子どもたちにとってどのような教育が必要なのかが問われている。

このような中、「OECD Education2030 プロジェクト」で示された「ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）」は、「VUCA な時代」に対応すべき学びの指針を提示している。OECD 教育・スキル局局長のアンドレアス・シュライヒャーは、「教育は、子どもたちに『何かを教える』ということにとどまるのではなく、一人一人の子どもが、信頼できる『コンパス』を持ち、VUCA となる世界においても、自信をもって、自らを導いていくことができるよう手助けするものによって変わってきている。」と述べている。

これからの時代において、教師から指示されたことをこなすだけでは、実現したい未来を実現することは難しい。誰かの行動の結果を受け止めることよりも自分で行動すること、形作られるのを待つよりも自分で形作ること、誰かが決めたことを受け入れることよりも自分で決めることが大切となってくる。

「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任を持って行動する能力」を子どもたちに育成することこそが、これからの学校教育に求められる役割である。

3 校則とは

（1）校則の意義・位置付け

- ①校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ②校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ③また、判例によると、校長は社会通念上合理的と認められる範囲で、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

（2）校則の主な内容

- ①校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、教育上の目標のようなものや、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。これらのうち、特に問題となるのは、児童生徒の権利に何らかの制約を加えるような性格のものである。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童生徒や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、保護者や地域住民の考え、地域の状況、校風などを考慮しつつ、学校がその特色を生かし、創意工夫ある

定め方ができる。

- ②ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で細かいところまで規制するような内容のものは、本来は校則とするのではなく、ゆるやかな目標として位置づけたり、児童生徒や各家庭の主体的な取組に任せたりすることが適切と考えられる。

(3) 校則の運用

- ①校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒の状況などに応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則のねらいや意味を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導していくことが教育本来の在り方である。規則の文言だけにとられて規則を守らせるための指導に陥っていないか、注意を払う必要がある。
- ②校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合もあるが、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、あくまでも教育的な観点から行うべきである。
- ③校則に関する指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間で共有されることが望ましい。そのため、校則は、常に児童生徒・保護者に周知しておくべきであるし、制定後も不断に検証・見直しを行うべきものであるとの意識を共有することが重要である。

(4) 校則の見直し

- ①学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は時々刻々と変化する。したがって、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、妥当なものであるかどうかを絶えず見直さねばならない。
- ②その際、教育的な観点からは、見直しに児童生徒が広く主体的に参画することが望ましい。また、例えば保護者を対象にアンケート調査を行うといったことも、保護者の理解と協力を得る上で有効である。

4 校則の必要性

(1) 安全・安心に学ぶ環境を守るため

校則自体の必要性についても様々な意見があり得るが、学校という集団生活の場において他者の安全・安心に学ぶことのできる環境を守るために一定のルールを設けることが必要または適切な場合もあるという認識は、概ね共有されていると考えられる。

(2) ルールを守ることを学ぶため

校則を守ることを通して、子どもたちが集団生活の中でルールを守り、行動を自制する力や習慣を身につけることができるとの考え方もある。校則を守ることは、社会に出てから様々な集団の中でルールを守れるようになるための準備として意義があるとの見方である。

(3) 社会性を育むため

子どもたちが校則について考えることを通して、社会のルールの意味や必要性、また他者を尊重する姿勢や態度などを育むという教育的な側面も重要である。

5 校則をめぐる諸課題

(1) 合理性の観点から

現状では、校則には一定の合理性が認められるとの認識が一般的と考えられる。その一方で、内容については、今日の社会通念や今日の人権に関する考え方に照らして合理性に欠けると思われる校則の存在も指摘されている。

<社会通念上、合理性に欠けるのではないと思われる校則の例>

- ・ ツーブロック、ポニーテールの禁止、整髪料の使用禁止、地毛が茶色でも黒髪に染めなければならないなどの頭髪に関する規定
- ・ 靴下は白地にワンポイントまで、下着の色は白色・淡色・無地に限るなどの服装に関する規定
- ・ シャープペンシルの使用禁止などの持ち物に関する規定

(2) 法的視点から

一般に、人の権利に制約を加えることができるのは、合理的な理由により、法令等の根拠に基づくことが必要である。校則によって制限できるのは、あくまでも学校という場における安全・安心な学びの環境を確保するために必要最小限の範囲であるべきである。

(3) 学校教育において育成を目指す資質・能力との関係から

合理性に欠ける校則を適用し続けることは、「自分の意見では学校は変わらない」「自分が意見し、行動したところで社会は変わらない」といった無力感につながり、これからの時代を主体的に生きようとする力の育成に逆行するとの意見もある。

(4) 学校段階による特性の観点から

志願する学校を選ぶことのできる高等学校と違い、公立の小中学校では居住地によって通う学校が指定されるのが一般的である。この点で、選択の余地のない小中学校では、校則について謙抑的な対応が求められる。

6 提言

(1) 提言1 「校則の見直しについて」

①今ある校則の再点検

現在の児童生徒の状況、社会の変化や今日の社会常識に照らして校則の見直しをすることが求められている。したがって、すべての学校において、以下の点に留意のうえ、あらためて内容の再点検をお願いしたい。

- 目的を明確にしたうえで、その目的を達成するために適切な校則であるかを、今日的な視点から吟味すること。
- 教職員の考えだけでなく、児童生徒や保護者、地域など外部の意見を聞くことを通して、今の時代に即したものとなっているかを精査すること。
- 現在ある懲戒についても、児童生徒の状況や社会常識に照らし合わせて精査すること。

(参考) その他、委員から出された主な意見

- ・児童生徒個人の人権や多様性への配慮が必要。
- ・小学生らしさ中学生らしさといった「らしさ」の押し付けになってはならない。
- ・校則が子どもたちを従わせるためのツールになってはならない。

②校則の不断の見直し

再点検の結果、改善が必要な場合は、以下の点に留意のうえ、校則の具体的な見直しをお願いしたい。また、そうした取組を一過性にせず、不断に見直しを行っていただきたい。

- 時代の流れや学校、児童生徒、地域の状況等を十分に考慮すること。
- 校則の必要性や目的、内容について、児童生徒が主体的に参画し考える機会を可能な限り取り入れ、校則の見直し自体を教育に活かすこと。

(参考) その他、委員から出された主な意見

- ・校内に校則検討委員会を設け、職員同士の話し合いの場をもつことが必要。
- ・児童生徒の校則に対する意見を大人に伝えることができる機会を作る。

(2) 提言2 「これからの学校教育について」

～エージェンシーと自己肯定感の育成の観点から～

VUCAの時代において、「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力」が求められることは、「2 社会の現状」で述べたとおりである。

こうした自分自身や社会を変革する力「エージェンシー」は、学校生活の各場面を通じて育むことが期待される。今回の審議を通して特に重要であるとの指摘が多かった多様性や人

権の尊重といった視点を踏まえ、校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することの意義を切り口として、これからの佐世保市の学校教育に期待することを以下に示させていただきます。

○未来社会を生き、よりよい未来を創り上げていくためには、その時々状況に応じて、多くの人々や社会全体のウェルビーイングを考え、最もよいと考えられる最適解を見出していくことが重要である。そのためには、多様性を認め合い、人権を尊重し合う学校の意識、環境を醸成することが不可欠である。

○校則の改善の問題に児童生徒が主体的にかかわることなど、「エージェンシー」を育成する教育活動を推進する。

○校則問題等について、生徒の意見を尊重しながら、教員や保護者も丁寧にかかわって一緒にルールを考えていくことは、エージェンシーが育つ格好の機会と言える。

○社会の問題や変化に対して、主体的に向き合うことのできる子どもたちを育てていくために学校教育に求められるのは、子どもたちが文化を学び、継承・発展させたり、よりよい未来を創造したりすることに対し、高い志と意欲をもち、自らの思考の枠に捉われずに柔軟に課題解決を目指していく教育である。そして、予測困難な時代を生き抜いていくための新たな社会的価値を他者ととともに創造するという、人間ならではの力を高めていく教育である。本市において、このような教育活動が推進されることに期待する。

また、審議の中では、自己肯定感を育成することの重要性についても意見が出された。令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においても「校則の見直し」について盛り込まれ、同大綱の成果指標には自己肯定感が用いられる等、その重要性が高まっている。

本市の児童生徒が、ありのままの自分を大切なものとして受け容れ、自己肯定感を持つことができ、自分らしく、一人一人が幸福と感じられる生活を送ることができるよう、以下の通り提言する。

○児童生徒の長所や進歩、頑張りなどを認め、称賛し、自分への肯定的な気付きを促すとともに、自分の良さや可能性を認識できるようにすること。

○地域課題の探究学習などを通じ、子どもたちに「自分の力で人生や社会をよりよくできる」という成功体験や、地域の大人から認められるなどの経験を大切にすること。

○児童生徒の人権を尊重するとともに、課題も含め、ありのままの自分を受容できるよう、自己理解や自己受容のための自分を見つける場や機会を設定すること。

資料 1

佐世保市学校教育審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育委員会の所管に属する学校における次に掲げる事項について調査審議し、その意見を答申する。

- (1) 学校教育課題に関すること。
- (2) 教育施策の推進に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 保護者
 - (5) 地域住民
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、当該諮問に係る調査審議及び答申が終了したときは、解任されたものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会において支障がないと認めた場合は、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(佐世保市学校学期制検討委員会条例の廃止)

2 佐世保市学校学期制検討委員会条例（平成30年条例第64号）は、廃止する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

3 佐世保市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項中「佐世保市学校学期制検討委員会」を「佐世保市学校教育審議会」に改める。

資料 2

佐世保市学校教育審議会委員名簿

No			所 属	役 職	氏 名
1	1号 委員	学識経験を有する者	長崎県立大学	学長	浅田 和伸
2	1号 委員	学識経験を有する者	長崎短期大学保育学科	准教授	中村 明夫
3	2号 委員	関係団体の代表者	佐世保市小学校校長会	校長	兼 正晴
4	2号 委員	関係団体の代表者	佐世保市中学校校長会	会長	中野 一史
5	2号 委員	関係団体の代表者	佐世保市PTA連合会	会長	知名 睦人
6	3号 委員	学校教育関係者	佐世保地区高校長会	校長	濱野 正義
7	3号 委員	学校教育関係者	佐世保市私立高校長会	校長	中村 浩
8	4号 委員	保護者代表	福石中学校PTA	会長	池田 弥生
9	5号 委員	地域関係者	佐世保青年会議所	理事長	福田 登志也
10	6号 委員	教育委員会が必要と 認める者	長崎県弁護士会佐世保 支部	弁護士	松田 貴史
11	6号 委員	教育委員会が必要と 認める者	佐世保人権擁護委員協 議会		山崎 敦子
12	6号 委員	教育委員会が必要と 認める者	児童精神科医		山下 浩
13	6号 委員	教育委員会が必要と 認める者	成人式典検討委員		神屋 成秀
14	6号 委員	教育委員会が必要と 認める者	成人式典検討委員		坪川 理恵

任期：審議が終了するまで

5 教学第 2063 号
令和 6 年 3 月 21 日

佐世保市学校教育審議会会長 様

佐世保市教育委員会
教育長 陣内 康昭

佐世保市学校教育審議会に付議する諮問事項について

標記のことについて、下記の事項を諮問しますので、審議くださいますようお願いいたします。

記

○諮問事項

「校則等」から考える新しい時代に求められる学校教育の在り方

(理由)

1970 年代以降、校則の問題は、教育現場で発生する諸問題と関連して議論されてきました。2010 年代以降は、児童生徒の人権侵害に当たるような校則や合理性のない校則が報道等で取り上げられ、新たな課題として注目されています。2019 年には校則の見直しを求める 6 万人を超える署名が文部科学省へ提出され、また、国会においては不適切な校則を放置する教育環境では、文部科学省が示す“これからの時代に求められる資質・能力”を育むことが難しいのではないかとの声もあがりました。

一方で校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもので、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。生徒指導提要においては、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものとされています。

子供たちに必要な資質・能力を育成していくため、これからの学校教育にはどのようなことが求められるのか。それを考えるためには、社会的変化を視野に入れつつ、教育の姿を総合的に描きながら、「学校」の意義についても今一度捉え直していく必要があると考えます。

このような状況を踏まえ、「校則等」から考える新しい時代に求められる学校教育の在り方について取りまとめることとしたく、貴審議会に諮問するものです。